

境港市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、番号法及び境港市個人情報保護条例(平成11年境港市条例第13号)で使用する用語の例による。

(個人番号の利用等)

**第3条** 別表第1の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、規則で定める特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。

3 実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。

4 第2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(境港市個人情報保護条例の一部改正)

2 境港市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項を次のように改める。

実施機関は、番号法第9条に該当する場合を除き、特定個人情報を利用してはならない。

第9条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

(境港市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 境港市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち境港市個人情報保護条例第9条の2の改正規定中「第3項中」を「第2項中」に、「第4項中」を「第3項中」に改める。

#### 別表第1（第3条関係）

実施機関	事務
1 市長	境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）に規定する介護保険料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

#### 別表第2（第3条関係）

実施機関	事務
1 市長	境港市介護保険条例に規定する介護保険料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの